

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月19日

鳥取県議会議長 山 根 英 明

鳥取県議会規則第2号

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則

鳥取県議会傍聴規則（昭和38年鳥取県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、<u>会議の傍聴</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、<u>報道関係者</u>で<u>撮影等取材</u>のため特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号の<u>いずれかに該当する者</u>は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) <u>その他議事を妨害するおそれがあると認められる者</u></p> <p>2 乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、<u>傍聴席において</u>は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>帽子、コート、えり巻又はげたの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、<u>傍聴人の取締り</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、<u>県政記者</u>で<u>写真取材</u>のため特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号の<u>一に該当する者</u>は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>異様な服装をしている者</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) <u>その他取締りのため必要があると認められる者</u></p> <p>2 <u>児童及び乳幼児</u>は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、<u>傍聴席にあるときは</u>、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>帽子、外とう、えり巻、げたの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p>

<p>(5) 略</p> <p><u>(6) 携帯電話その他の音声を発する機器を作動させないこと。</u></p> <p><u>(7) 写真撮影等のために発光装置を使用しないこと。ただし、報道関係者で撮影等取材のため議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(係員の指示)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	<p>(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</u></p> <p><u>第9条</u> 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p><u>第11条</u> 略</p>
--	---

附 則
この規則は、公布の日から施行する。